

## 議案第103号 小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和5年人事院勧告等に基づき、給与制度の見直しを行うもの。

①給料月額を引上げ

②令和5年12月の期末手当の支給月数を0.05月分増額

③令和6年6月以降の期末手当の支給月数を現行のものから合計0.05月分増額し、6月と12月に平準化

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年小松島市条例第9号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。ただし、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の127.5</u>」とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。ただし、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>」と、同条第4</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。ただし、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の132.5</u>」とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。ただし、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の132.5</u>」と、同条第4</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

附 則

1～4 (略)

項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

附 則

1～4 (略)

5 第4条(第18条第4項の規定において適用する場合を含む。)の規定により給与条例第3条第1項の規定を準用する場合において、小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年小松島市条例第 号)第1条の規定による給与条例第3条第1項に規定する給料表の改定(以下「令和5年給料表改定」という。)に係る会計年度任用職員の給料及び報酬についての令和5年給料表改定の効力は、令和5年4月1日から生ずるものとする。

6 第10条から第12条まで及び第20条から第22条までの規定による給与の額の算出に係る会計年度任用職員の給料及び報酬についての令和5年給料表改定の効力は、前項の規定にかかわらず、令和5年12月1日から生ずるものとする。

追加

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年小松島市条例第9号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。ただし、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の132.5</u>」とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。ただし、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の132.5</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定め</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。ただし、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の130</u>」とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第25条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。ただし、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の130</u>」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定め</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

る額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

る額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)